

平成 27 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	02	02	0406	障がい児通所等給付事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-5	福祉の充実			
	施策	3	障がい者福祉の充実			
目的	障害児通所支援の利用等に要する費用の給付					
対象	障害児通所支援を利用する児童とその保護者					
意図	身近な地域で支援を受けられるようになる					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○障がい児通所給付 障害児通所支援を利用する費用のうち、利用者負担分を超えた額を給付する。 障害時通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を作成する費用を給付する。						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		
		後援・協賛		補助・助成		
事業協力・協定		委託				
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(計画)
①	放課後等デイサービス利用児童数 (3月末)	人	計画	75	86	97
			実績	87	92	35
②	児童発達支援施設利用児童数 (3月末)	人	計画	25	27	35
			実績	30	32	
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(計画)
①	申請に対する決定率	%	目標	100.0	100.0	100.0
			実績	100.0	100.0	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		<input type="radio"/>	概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
目的妥当性	公共関与の妥当性 <input type="radio"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	児童福祉法に基づき、障がい児通所支援利用者の通所給付決定と給付を行うものである。
有効性	成果の向上余地 <input type="radio"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない	児童福祉法に基づき、障がい児通所支援利用者の通所給付決定と給付を行うものである。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	児童福祉法に基づく事務のため、削減余地はない。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	児童福祉法に基づき給付決定をし、定められた自己負担額を負担している。
総合評価 …上記評価結果の総括		
障害児支援利用計画を作成する費用及び障害児通所支援を利用する費用を給付することにより、障がい児が適切な療育支援を受けられるようにした。給付の実施が県から市に移ったことにより、身近な地域で申請等の手続きができ、また、障害児支援利用計画を作成することにより、適切なサービス利用の支援を行っている。		

平成 27 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	02	02	0406	障がい児通所等給付事業

単位：千円

	26年度 決算額(A)	27年度 決算額(B)	28年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費	148,389	174,120		25,731
財源内訳	国・県	118,862	133,224	14,362
	地方債			
	その他			
	一般財源	29,527	40,896	11,369

事業期間	<input checked="" type="radio"/> 単年度繰返	<input type="radio"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	--	----------------------------	-----------------

部重点施策における目標

障がい者が自立した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯

平成24年4月 障害児を対象とした施設・事業の根拠規定が児童福祉法に一本化され、障害児通所支援の給付決定や給付は県の事務から市の事務となった。障害者自立支援法の児童デイサービスも障害児通所支援の放課後等デイサービスとして児童福祉法に位置づけられた。

事業概要

○障がい児通所給付

障害児通所支援を利用する費用のうち、利用者負担分を超えた額を給付する。
障害時通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を作成する費用を給付する。

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

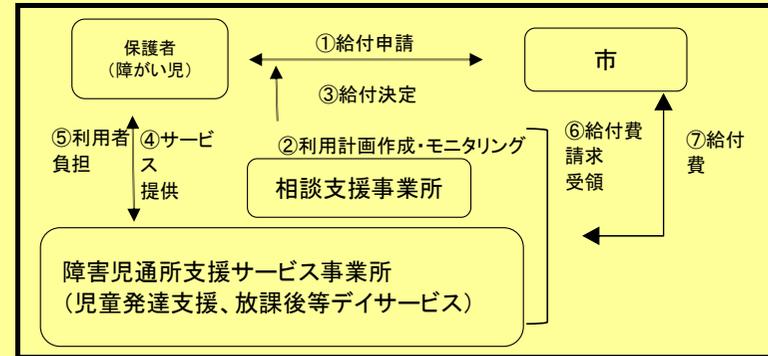
児童福祉法に基づき、障がい児通所施設利用者の給付決定と利用料の給付を行う。

担当部署 部名 健康福祉部 課名 障がい福祉課 担当係長 瀬川浩子 内線 512

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

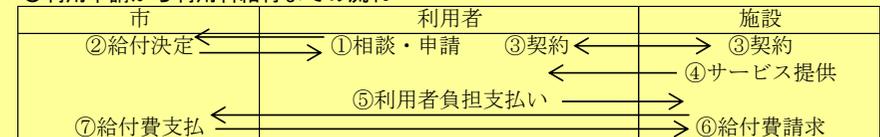
◎障がい児通所等給付事業 174,120千円



1 障害児通所支援 169,795千円

- ・児童発達支援（未就学児）
市内事業所：イーハトーブ養育センター、こすもす（重心）
- ・放課後等デイサービス（小学生以上18歳未満）
市内事業所：ルンビニー学園、たんぼぼ、さくら、こすもす（重心）
第3たんぼぼ、やさわの園どんぐり（平成27年4月1日開設）

○利用申請から利用料給付までの流れ



※利用者負担は、政令で定める額または利用した費用の1割のいずれか低いほうの額
利用した費用のうち利用者負担分を超える額を給付する（事業所が代理受領する）

2 障害児相談支援 4,011千円

- ・障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を作成する費用を給付する。
- ・市内の指定障害児相談支援事業所 4事業所

※平成28年3月現在給付決定数
・児童発達支援 39人
・放課後等デイサービス 83人

3 審査支払手数料 314千円 @190×1,651件